

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

(訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護)

届出に必要な書類及び算定要件については、介護報酬改定等により内容を見直す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 加算・減算

項目	必要書類
高齢者虐待防止措置実施の有無 (訪問入浴介護・介護予防訪問入浴事業)	<p>*減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。</p> <p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-1・別紙1-2)</p>
認知症専門ケア加算 (訪問入浴介護・介護予防訪問入浴事業)	<p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-1・別紙1-2) ④認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙12) ⑤認知症介護実践リーダー研修修了証の写し(加算Ⅰの場合) ⑥認知症介護指導者養成研修修了証の写し(加算Ⅱの場合)</p>
看取り連携体制加算 (訪問入浴介護)	<p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-1) ④看取り連携体制加算に係る届出書(別紙1-13)</p>
サービス提供体制強化加算 (訪問入浴介護・介護予防訪問入浴事業)	<p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-1・別紙1-2) ④サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14) ⑤研修等に関する状況確認表(サービス提供体制強化加算)(参考様式34) ⑥全ての訪問入浴介護従業者について、個別具体的な研修計画の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画(参考様式35) ⑦有資格者等の割合の参考計算書(別紙7-2)又はこれに準じた計算書等</p>
介護職員等処遇改善加算 ※ (訪問入浴介護・介護予防訪問入浴事業)	<p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-1・別紙1-2) ④処遇改善計画書又は計画書変更に係る届出書の一式</p>

※ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の要件を満たさなくなったその月から、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)は算定できなくなるため、加算(Ⅱ)への変更に係る届出が必要です。

2 算定要件

基準	解釈通知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生省告示第19号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年3月1日老企第36号)
指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第127号)	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年3月17日老計発0317001 老振発0317001 老老発0317001)

★当課から返送する書類は、届出書1通につきA4用紙2枚程度です。必要料金分の切手を貼ってください。